



市 章

# 大津市公報

令 和 3 年 4 月 1 日  
号 外 ( 第 25 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

- 44 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 45 大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 46 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 2

## 規 則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第44号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「の日数と」を「（これに相当する休暇を含む。）の日数、その者が当該年において職員として在職することとなる期間、他の職員との均衡等を考慮して、市長が別に定める日数と」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

第10条第2項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める者

別表おじ又はお婆の配偶者の項中「又は」を「若しくは」に改め、「配偶者」の次に「又は配偶者のおじ若しくはお婆」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第45号

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「その日数は」の次に「、次項に定める場合を除き」を加え、同条中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、新たに会計年度任用職員となった者が一般職の職員を退職して引き続き会計年度任用職員となった者であるときは、その者の当該年度の年次有給休暇の日数は、その者が当該一般職の職員を退職する日に有していた年次有給休暇の日数、当該一般職の職員としての在職期間、他の会計年度任用職員との均衡等を考慮し、40日を超えない範囲内で任命権者が別に定める日数とする。

第9条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同条第5項中「のうち、その期間が10日以内のものを除く」を「にあっては、当該会計年度において受けた休暇期間（同条ただし書の規定により翌会計年度において受けたものとみなされた休暇期間を除く。）のうち10日を超える部分に限る」に改める。

別表第3おじ又はお婆の配偶者の項中「又は」を「若しくは」に改め、「配偶者」の次に「又は配偶者のおじ若しくはお婆」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第46号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表保育所等運営補助金の項を次のように改める。

障害児等保育事業費補助金	保育所等の設置者が障害児等の保育に対応することを目的として保育士等を配置するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育環境充実保育士等特別配置事業費補助金	保育所等の設置者が保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を目的として保育士等の増員を行うのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
体調不良児対応型病児保育事業費補助金	保育所等の設置者が当該保育所等に看護師等を配置して当該保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を行う事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
調理担当員配置事業費補助金	利用定員が90人以上の保育所等の設置者が当該保育所等において給食等を提供するために調理担当員を配置するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第2項の表保育所等職員研究活動促進事業費補助金の項及び新規採用保育士等給付金支給事業費補助金の項を次のように改める。

保育内容充実支援事業費補助金	保育所等の設置者が当該保育所等において実施する保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育士等処遇改善費補助金	保育所等の設置者が職員の処遇を改善することを目的として賃金の改善等を行うのに要する経費の一部を補助することにより、保育所等における職員の確保及び継続的な就業を支援し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第2項の表保育士等人材確保臨時特例事業費補助金の項から家庭支援推進保育事業費補助金の項までを削り、別表第2項の表保育体制強化事業費補助金の項中「保育支援者」を「保育支援者等」に改め、別表第3項の表介護予防活動支援事業補助金の項の次に次のように加える。

骨髄等移植ドナー支援事業助成金	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供した者及びその者を雇用する事業者に対して助成金を交付し、もって骨髄等の移植の促進を図ること。
-----------------	---

別表第4項の表大津市外国人観光客受入等整備促進補助金の項中「大津市外国人観光客受入等整備促進補助金」を「外国人観光客受入等整備促進補助金」に改め、同補助金の項の次に次のように加える。

コンベンション開催事業補助金	本市内でコンベンションを開催する者に対し、その開催に要する経費の一部を補助することにより、本市へのコンベンションの誘致を促進し、もって市内産業の活性化並びに本市の観光及び文化の振興に資すること。
----------------	---

別表第6項の表木造住宅耐震改修等事業補助金の項中「耐震改修工事又はそれと併せてバリアフリー改修工事」を「耐震改修等工事」に改め、同補助金の項の次に次のように加える。

ブロック塀等の撤去等促進事業費補助金	避難路沿道等に存するブロック塀等の撤去等を行う者に対し、当該撤去等に要する経費の一部を補助し、地震等の災害によるブロック塀等の倒壊被害の防止を図り、もって地震に強いまちづくりを推進すること。
--------------------	---

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。